諮問庁:国土交通大臣

諮問日:令和6年12月26日(令和6年(行個)諮問第5008号) 答申日:令和7年11月5日(令和7年度(行個)答申第5003号)

事件名:特定事案について特定法人から伝えられた本人の保有個人情報等の

不開示決定(存否応答拒否)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各保有個人情報(以下、順に「本件対象保有個人情報1」 及び「本件対象保有個人情報2」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。)につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年6月7日付け国総情政第103号により国土交通大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人が特定又は推測されるおそれがある記載及び原処分後に特定経緯で入手した書面に関する記載並びに注釈及び添付資料は省略する。

(1)審査請求書

ア 本件審査請求にかかる文書

(ア) 本件開示請求にかかる文書と本件審査請求にかかる文書

本件開示請求にかかる文書は、「特定日A以降現在(令和3年(2021年)12月22日)までに特定法人Aから国土交通省に伝えられた私どもの個人情報」、「私どもの建物の建築計画概要書の是正等に関して、特定法人Aから国土交通省に伝えられた私どもの個人情報、並びに国土交通省から特定法人Aに伝えた指導等にかかる私どもの個人情報」である。

本件開示請求にかかる文書のうち本件審査請求にかかる開示請求文書(以下、「本件審査請求文書」という)は、「特定法人Aから国土交通省に伝えられた私どもの個人情報」である。

本件開示請求にかかる文書のうち、「私どもの建物の建築計両概要書の是正等に関して、特定法人Aから国土交通省に伝えられた私どもの個人情報、並びに国土交通省から特定法人Aに伝えた指導等にかかる私どもの個人情報」(以下、「本件部分開示文書」という)については部分開示された。しかし、本件部分開示文書は既に令和4年(2022年)2月18日に国土交通大臣から開示されている。

- イ 総務省の「情報公開・個人情報保護審査会」の答申と国土交通省 の答申無視の対応
 - (ア)総務省の答申(令和5年度(行個)答申第5125号)

本件開示請求文書についての審査請求人令和4年(2022年) 3月24日付の審査請求にかかる従前の令和4年(2022年) 2月18日付の国土交通省の存否応答拒否処分(以下「国土交通 省の従前処分」という。)は、令和6年(2024年)4月16 日、国土交通大臣によって取消されているが、この裁決に先立っ て、国土交通省の従前処分に対する総務省の「情報公開・個人情 報保護審査会」は、令和6年(2024年)2月1日の答申(令 和5年度(行個)答申第5125号)の「付言」で、以下のとお り指摘した。

a 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、法18条2項に基づき当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には、行政手続法8条1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。

かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、 開示請求者において、保有個人情報の存否を明らかにしないで 開示請求を拒否した具体的な理由について、その根拠とともに 了知し得るものでなければならず、理由の提示に瑕疵がある場 合、当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。

b 当審査会において、原処分における「保有個人情報の開示請求を拒否する旨の決定について(通知)」を確認したところ、「2 開示請求を拒否する理由」欄の記載は、「上記1.に係る情報について開示を請求する保有個人情報の有無を明らかにすることは、法第14条第1項第3号イ及び同項第7号イの情報を開示することとなるので、法第17条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する。」とされており、

法の条項をそのまま引用したに等しい内容であると認められる。 当該記載は、存否を明らかにしない保有個人情報がどのような ものであるのか具体的に示しておらず、また、それが開示され るとどのような根拠によって法14条1項3号イ及び7号イの 情報を開示することになると判断したのかを示していない。

- c このような理由の提示は、処分庁の判断の慎重・合理性を疑わせるものであり、また、開示請求者(審査請求人)にとっても、どのような情報がどのような理由によって開示請求を拒否されるのかを十分に了知できず、法に基づく審査請求を行うに当たって、具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ない。
- d したがって、原処分は、理由の提示の要件を欠き、法18条 2項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らして違法なものであ るので、改めて開示決定等を行う際は、この点につき留意すべ きである。

(イ)総務省の答申(令和5年度(行個)答申第5126号)

上記は、答申の「付言」であるが、審査請求人の近畿地方整備局(国土交通省の支局)に対する別件の保有個人情報の開示請求に対する令和4年(2022年)3月31日付の近畿地方整備局の存否応答拒否処分(以下「近畿地方整備局の従前処分」という。)の諮問(諮問庁は国土交通大臣)に対して、総務省の「情報公開・個人情報保護審査会」は、令和6年(2024年)2月1日の答申(令和5年度(行個)答申第5126号)(以下「近畿地方整備局の従前処分への答申」という。)で同様の指摘を近畿地方整備局の従前処分への答申」という。)で同様の指摘を近畿地方整備局の従前処分取消の理由の中で、述べた。(資料2の28頁~29頁)

近畿地方整備局の従前処分への答申を受けて、国土交通大臣も 近畿地方整備局の従前処分を取消す裁決をし、その中で、国土交 通大臣は近畿地方整備局の従前処分への答申そのままに、「存否 を明らかにしない保有個人情報がどのようなものであるのか具体 的に示しておらず」と、近畿地方整備局の従前処分を糾弾してい た。(資料3の20頁)

(ウ) 答申無視の対応

しかし、国土交通大臣の上記裁決(資料3)は、国土交通大臣 が総務省の「情報公開・個人情報保護審査会」の答申を尊重し、 これに従う「振り」をしただけのものであった。つまり、実際に は、答申を尊重するつもりは全くないにも関わらず、あたかもそ うであるかのように振舞っただけのものであった。

実際には、国土交通省においては、法の解釈・運用に関する総務省の「情報公開・個人情報保護審査会」の答申を完全に無視している対応の実態が、本件開示請求の原処分でも明らかになった。ウ 原処分の「開示請求を拒否する理由」と答申無視の不当性

(ア)本件審査請求文書についての原処分の「開示請求を拒否する理由」は以下のとおりである。

「国土交通省がその指定する確認検査機関から取得した個別の審査案件に係る情報は、処分、監督等に関する情報も含み、その存否を明らかにすることは、民間の法人である指定確認検査機関の地位、利益を害するおそれがあるとともに、国が行う監査、検査、取締り等に係る事務に関し、機関の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。このため、開示を請求する保有個人情報の名称に係る情報についてその有無を明らかにすることは、国土交通省がその指定する確認検査機関から取得した個別の審査案件に係る情報の存否を明らかにすることになるため、法第14条第3号イ及び第7号イ、法第17条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する。」

(イ) 国土交通大臣は存否を明らかにしない保有個人情報がどのよう なものであるのか具体的に示していない。

また、上記イで述べた各答申を無視して、国土交通大臣はそれが開示されるとどのような根拠によって法14条1項3号イ及び7号イの情報を開示することになると判断したのかを示していない。

(ウ)特定法人Aは、審査請求人の特定建築士Aを工事監理者とする 完了検査申請を「引き受け」、特定法人Aと審査請求人との間に 完了検査受託契約が成立した。

しかるに、特定法人Aが審査請求人との間の完了検査受託契約に基づいて本件建築物の完了検査をし、「検査済証交付」の処分した翌日に、特定法人Bの社員が特定法人A内において特定法人A保管中の完了検査申請書の第二面を特定法人Aが差し替え、その差し替えた第二面を特定行政庁への完了検査報告に添付して特定市へ完了検査報告をした。この事実は、特定法人Aとしても全く争いのない事実である。

審査請求人の了解なく、完了検査申請の第二面を差し替えて工 事監理者を別人に変更することは、「変造」の犯罪行為である。

そしてまた、「変造」の犯罪行為により差し替えた第二面を特

定行政庁への完了検査報告に添付したのは、明らかな「建築基準 法第7条の2の規定に基づく特定行政庁への報告内容の誤り」 (監督処分事由)である。

しかし、特定法人Aは、この事実について、「国土交通省に報告したが何も指導されていない」旨述べ、特定市への特定法人Aの報告は「誤った報告ではない」と主張し、審査請求人の是正請求に応じず、審査請求人が特定法人Aに提起した民事裁判でも、特定法人A代理人弁護士(特定法人Aの代表取締役が委任状を出した弁護士)が「国土交通省に報告したが何も指導されていない」「誤った報告ではない」と主張した(特定法人Aは、書面を提出して述べており、民事裁判記録は公開であるので、この書面は誰でも閲覧できる)。

本件審査請求文書は、特定法人Aが「国土交通省に報告したが何も指導されていない」「誤った報告ではない」と主張する根拠となった国土交通省への報告の文書である。あるいは、特定法人Aが国土交通省に報告した内容が記載された文書である。

(エ)本件審査請求文書は、監督処分を審査するために、国土交通省が特定法人Aに提出を求めて、提出された文書ではない。特定法人Aが自ら審査請求人に対して、保管中に差し替えた完了検査申請書の第二面を添付して特定市に報告したのは「誤った報告ではない」と主張するために提出した文書、あるいは、特定法人Aが国土交通省に報告した内容が記載された文書である。

原処分の「個別の審査案件に係る情報」とは、何かが全く不明瞭であるが、監督処分を審査するための情報という意味なら、そのような情報ではない。

そもそも、監督処分の調査は国土交通省本省ではなく、その「地方支分部局」である整備局がおこなっていて(国土交通省内の職務の分掌であろう)、国土交通省本省が監督処分の調査を行っているわけではない。実際、国土交通省本省の課長補佐に、特定法人Aへの是正指導を求めても、「自分たちは特定法人Aに対して何もできない」「権限がない」と審査請求人に述べていた。

(オ)また、「開示を請求する保有個人情報の名称に係る情報」が単なる報告書や上申書や連絡文書というタイトルだけで、国土交通省がその指定する確認検査機関から取得した個別の審査案件に係る情報の存否を明らかにすることになるとは考えられない。

監督官庁がその監督対象である特定法人Aに対し何らの監督をする意思がなく、そのことをひた隠しにするため、あえて「存否応答拒否」にして、その理由をこじつけているというほかない。

総務省の「情報公開・個人情報保護審査会」において、インカメラで、国土交通省が監督処分にかかる行為をした記録があるかどうかを確認いただければ、それは明確になる。

(カ) 実際、審査請求人の保有個人情報として、特定都道府県Aから開示された公文書によれば、特定都道府県Aが国土交通省本省からヒアリングした結果として、「工事監理者の変更前から特定事項のトラブルがあると聞いており、具体的なトラブルになっているため」「具体的な話しについては踏み込まないと内部でも話し合っている」旨が記載されている。(資料11)

しかし、特定事項のトラブルについては、特定日Bに特定法人Bと合意書を締結済で解決していた。合意書締結の際、特定法人Bは、無断で審査請求人の名義で工事監理者変更届を提出したことを秘匿し、工事監理者を特定建築士Aと記載した完了検査申請書の申請者欄に審査請求人の印を押させ、これを特定法人Aに提出した。次に特定法人Aは、この完了検査申請を「引き受け」、本件建築物の完了検査をし、検査済証を交付したが、その翌日、特定法人A社内において、特定法人Aが15年間保管義務を負っている完了検査申請書について、特定法人Bの特定個人Aが完了検査申請書を変造したのであり、この変造した完了検査申請書を特定法人Aは特定市への完了検査報告に添付したのである。

つまり、審査請求人としては特定法人Bとの合意書締結によりすべてのトラブルを解決したつもりが、偽造の工事監理者変更届は秘匿され、合意書締結後、完了検査の終了したあとに、完了検査申請書の「変造」の犯罪が実行され、この「変造」の写しを特定法人Aが特定市へ報告したのである。明らかに「誤った報告」である。

特定都道府県Aから開示された公文書(資料14)によれば、何者かによって上記のとおり、「工事監理者の変更前から特定事項のトラブルがあると聞いており、具体的なトラブルになっているため」などと、全く事実の経過に異なる事実経過が国土交通省本省に伝えられていることが判明した。これを国土交通省本省に伝えたのは特定法人Aしか考えられず、日頃から国土交通省と関係の深い特定法人Aが誤った事実経過を国土交通省本省に説明し、これを国土交通省本省が盲目的に信用し、監督処分の検討もあえて回避し、上記のとおり、特定都道府県Aにまでその旨を伝えたのである。(資料14)

特定法人Aはこうした国土交通省本省の対応をこれ幸いと、「国土交通省に報告したが何も指導されていない」旨述べ、特定

法人Aの報告は「誤った報告ではない」と民事裁判でも主張し、 是正を拒否した。

- エ 原処分の「行政機関の保有する個人情報に関する法律」 14条3 号イ、6号及び7号イに該当することになるとの判断には、根拠が ないこと
 - (ア) 「開示することにより、当該法人等・・・の競争上の地位その 他正当な利益を害するおそれがあるもの」には全く該当しないこ と

特定法人Aが国土交通省に報告したことは公開の民事裁判で主張したことであり、その主張は誰もが裁判記録を閲覧して確認できる(民事訴訟法91条1項)。「開示することにより、当該法人等・・・の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」には全く該当しない。

(イ) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」には全く該当しないこと

特定法人Aの行った「完了検査申請を引受後、申請者である建築主の了解なく、工事監理者を特定個人Aが『変造』」は、事実であり、特定法人Aも争っていない。民事裁判でも認定されている。

本件開示請求にかかる文書が開示されても、正確な事実の把握 を困難にするおそれは全くない。

存否応答拒否することこそが、「指定確認検査機関の違法若しくは不当な行為を容易にし、又は助長し、若しくはその発見を困難にする」のである。

オ 本件審査請求に至る経緯

(ア) 姉歯耐震偽装事件と建築士法、建築基準法の改正

国民を震撼させた姉歯耐震偽装事件の反省から、建築士法と建築基準法について大きな改正がなされた(資料12、資料13)。

工事監理者について言えば、建築士法では、どこの建築士事務 所所属のどの建築士が工事監理者であるか等を建築士事務所の開 設者は、「工事監理受託契約」の締結前にあらかじめ建築主に重 要事項説明書で説明しなければならないと規定された(建築士法 24条の7)。

また、住宅など300㎡以下の建築物では「工事監理受託契約」 は口頭で成立する(諾成契約で締結できる)が、その場合には、 「工事監理受託契約」締結後に受託者である建築士事務所の開設 者は、建築主に対して、どこの建築士事務所所属のどの建築士が 工事監理者であるか等を記載した書面を交付しなければならない と規定された(建築士法24条の8)。

さらに、建築基準法では、指定確認検査機関の業務の適正化を 目的として、指定確認検査機関が特定行政庁へ行う確認審査報告、 中間検査報告、完了検査報告には、確認申請書、中間検査申請書、 完了検査申請書の各申請書の写しを添付しなければならないと新 たに規定された(資料13)。各申請書の写しが特定行政庁へ提 出されることで、工事監理者について言えば、どこの建築士事務 所所属のどの建築士が工事監理者であるか等についても特定行政 庁へ報告されることになった(資料13)。

この指定確認検査機関からの報告に基づいて、特定行政庁は、 建築物ごとに「建築計画概要書」で各申請書の内容を公開してい る。工事監理者ついて言えば、どこの建築士事務所所属のどの建 築士が工事監理者であるか等が公開されている。

(イ) ハウスメーカーによって偽造・変造の犯罪行為が平然と実行されたこと

ハウスメーカーである特定法人Bは、建築工事の工事施工者であると共に、建築士事務所の開設者である。

工事施工者として、「工事管理」(施工管理)をするのは、建築工事を請け負った特定法人Bであるが、特定法人Bとの「工事監理受託契約」により工事監理者となった「特定法人B特定支店一級建築士事務所」(特定都道府県A登録)に所属する特定建築士Aは、建築士法の定める工事監理者の法定業務を建築主のために行わなければならない責務がある。

本件建築物の確認・検査をしたのは、指定確認検査機関である特定法人Aである。

ところが、特定法人Bは、社内の組織改正に合わせるべく、建築主に無断で、工事期間中に、工事監理者を「特定部一級建築士事務所」(特定都道府県B登録)所属の特定建築士Bに一方的変更するとの暴挙に出た。

こうした暴挙を後日、偶然のきっかけから発見した審査請求人に対して、特定法人Bは「ハウスメーカーでは、人事異動、転勤が通例であるから、工事監理者は建築主に連絡なく、一方的に変更できる」と説明したが、それは全く法令無視の考え方に基づく自社の都合だけの説明であった。

工事監理者を変更するためには、「工事監理受託契約」の変更 契約が必要となり、その前に、重要事項説明も必要となるが、特 定法人Bは、工事監理者変更を連絡することすらせず、建築士法 24条の7に規定する重要事項説明もしなかった。

こうした特定法人Bの社内でのみ通じるルール(法令無視のルール)に従い、特定法人Bの社員は、中間検査後に、工事監理者変更届(工事監理者を特定建築士Aから特定建築士Bに変更する届)を建築主である審査請求人に無断で、審査請求人名義を冒用した偽造文書で、特定法人Aに提出した。

偽造した工事監理者変更届が無断で特定法人Aへ提出されたことを全く知らない審査請求人は、特定法人Bとの合意書締結をもって、設計と施工の不一致についての紛争を解決し、同時に、工事監理者を特定建築士Aと記載した完了検査申請書の申請者欄に押印した。合意書(資料8)締結の際、特定法人Bは、無断で審査請求人の名義で工事監理者変造届を提出したことを秘匿していた。

工事監理者を特定建築士Aと記載した完了検査申請書は特定法 人Aに提出され、特定法人Aは、この完了検査申請を「引き受 け」、本件建築物の完了検査をし、検査済証を交付した。

ところが、その翌日、特定法人A社内において、特定法人Aが 15年間保管義務を負っている完了検査申請書について、特定法 人Bの特定個人Aが完了検査申請書の第一面の工事監理者を特定 建築士Bに変更し、完了検査申請書の第二面の工事監理者を特定 建築士Bと記載した第二面に差し替えた。この事実関係について は、関係者間で争いはない。

もちろん、このような工事監理者の変更は、完了検査の申請者である審査請求人に無断でなされたもので、審査請求人作成文書の「変造」であるから、その変更は無効である。刑事的には「変造」の犯罪行為に該当する(資料 9)。

しかし、特定法人Aは、この「変造」がなされた無効な完了検査申請書の第二面を添付して、特定市への完了検査報告をした。

そのため、特定市は、本件建築物の「建築計画概要書」で、工 事監理者は特定建築士Bという虚偽の内容を公開するに至った。

- (ウ) 指定確認検査機関である特定法人Aは、国土交通省への報告を 楯に「変造」の是正をしなかったこと
 - a 前述のとおり、特定法人A社内において、特定法人Aが15年間保管義務を負っている完了検査申請書について、特定法人Bの特定個人Aが完了検査申請書の第一面の工事監理者を特定建築士Bに変更し、完了検査申請書の第二面の工事監理者を特定建築士Bと記載した第二面に差し替えた事実は、この差し替

えた第二面を特定法人Aが特定市への完了検査報告に添付したことは、関係者間で争いはない。

完了検査申請書(建築基準法施行令別記19号様式)を特定 法人Aが「引き受け」した後に、完了検査申請書に記載された 工事監理者を申請者(建築主)である審査請求に無断で変更す ることはできない。無断の変更は無効であり、無効な完了検査 申請書の第二面を添付した特定市への完了検査報告は「誤った 報告」である。

b この事実を審査請求人が特定市に報告したところ、特定市は、 特定法人Aが保管している完了検査申請書を変更(変造)前の ものに戻し、特定市に訂正報告をすれば、すぐさま「建築計画 概要書」の工事監理者を変更(変造)前のものに戻すと説明し た。

しかし、審査請求人が特定法人Aに是正を求めても、特定法 人Aはこれに応じず、「工事施工者の特定法人Bの言うことを 信じるしかない」と述べ、審査請求人の是正請求に応じなかっ た。

姉歯耐震偽装事件の教訓から、改正された建築士法が、いとも簡単にハウスメーカーによって無視されるだけでなく、ハウスメーカーによって偽造・変造の犯罪行為が平然と実行され、「変造」の犯罪行為が実行された完了検査申請書の第二面を特定法人Aが特定市への完了報告に提出した。この特定法人Aの特定市への報告は「誤った報告」である。

しかし、特定法人Aは「工事施工者の主張を信用するしかない」と、特定法人Bの偽造・変造の違法行為を後押し、特定市への報告は明らかに「誤った報告」であると建築主である審査請求人が特定法人Aに指摘しても、特定法人Aは頑として是正しようともしなかった。

そして、特定法人Aは、自らの正当性を主張する根拠として「国土交通省へ報告しているが何の是正も指導されていない」「誤った報告ではない」と主張し、頑として、是正に応じなかった。

そのために審査請求人は、特定法人Aに是正を求めるために、 特定法人Aに対して民事裁判を提起せざるを得なかった。

(エ) 刑事事件と民事裁判の結果

a 審査請求人から相談を受けた特定地方警察は、特定法人Bと 特定法人Aに対して「変造」前に戻すように伝えたが、両社が これを拒否したため、犯罪捜査が開始した。 特定地方検察庁は、「変造」について、犯罪行為と認め、特定法人Bの社員を「起訴猶予とした(資料9)。

b 民事裁判でも、特定法人Aは、自らの正当性を主張する根拠 として、国土交通省へ報告しているが何の是正も指導されてい ないと主張した。

特定法人Aは、民事裁判の当初から、工事監理者変更届については、これが偽造で無効であることを認めていた。しかし、完了検査申請書の工事監理者を特定建築士Aから特定建築士Bに変更(変造)したことを無効と認めず、建築主である審査請求人に無断で変更(変造)した完了検査申請書の第二面を添付した特定市への完了検査報告について、「誤った報告」でないと争った。

一審の特定地方裁判所は、(関係者を特定し得る記載のため 省略)特定法人Aの上記主張に惑わされたのか、まさかの請求 棄却の判決であったが、さすがに特定高等裁判所判決は、1回 で結審し、審査請求人の請求を全て認める逆転勝訴判決を出し た(資料10)。

すなわち、特定法人Aは、完了検査申請書の「変造」内容を「変造」前に戻し、特定市へも「変造」前の内容で是正報告を しなければならないと認め、特定法人Aに対し、

- ・ 変造前の完了検査申請書の第二面(工事監理者は特定建築 士A)を保存すべきこと(主文第2項)
- ・ 本件建築物に関する特定法人Aの帳簿の工事監理者を特定 建築士Bから特定建築士Aに訂正すること(主文第3項)
- ・ 特定建築士Bを工事監理者とする特定市への完了検査報告 について特定建築士Aを工事監理者とする是正報告を特定市 にすること(主文第4項)
- ・ 完了検査申請書の第一面の工事監理者につき、「特定建築 士Bの手書と押印は、無断で行われた訂正であり誤りである」 ことを「完了検査の記録」に記載すること(主文5項) 等を命じた(資料10)。
- c 上記高裁判決に対して、特定法人Aは上告せず、上記高裁判 決は確定した。

上記高裁判決確定後、審査請求人は、特定法人Aに対して、 上記高裁判決に基づいて強制執行(間接強制)の申立をし、よ うやく是正が実現した(資料11)。

一国民にとっては、変造の結果を変造前の状態に戻すために、 民事裁判を強いられるとの犠牲を強いられた。 本件開示請求にかかる文書は、特定法人Aが自ら正当性を審査請求人に主張する根拠となった国土交通省への報告文書である。あるいは、その特定法人Aの報告を記載した国土交通省の文書である。

(オ) 特定市の対応の正当性

a 特定法人Aが、審査請求人の建築物につき、建築確認検査の 特定行政庁である特定市に提出したものは、すべて公文書とし て、特定市によって、公開の対象となる。行政庁である建築主 事が担っていた建築確認や完了検査等の業務を民営化によって、 特定法人Aなど民間の指定確認検査機関が行うことができるよ うになったという経緯から明らかなとおり、特定法人Aの行っ ている業務の内容は、公権力の行使である。特定法人Aが指定 確認検査機関として、「公権力の行使」をした内容はすべて公 開されている。

もちろん、その内容を公開しても、特定法人Aの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」は全くない。

b ちなみに、特定法人Aが審査請求人の建築物についての経緯 書と称する文書を特定市に提出しようとしたところ、特定市は、 これを受け取る理由がないと受理しなかった。

指定確認検査機関が特定市に提出すべきものは法令等(指針を含む)で定められており、それは公開の対象となる一方、それ以外の経緯書を特定市が受け取る筋合いはないという趣旨である。

逆に経緯書などを受け取ることで「特定市に報告してある」と特定法人Aが特定市にお墨付きを得たが如き説明をすることを特定市は懸念したと考えられる(実際、特定法人A担当者が特定日C、審査請求人にしたことは、特定市が特定法人Aに注意したと特定市から聞いた)。

そのため、特定市は、特定法人Aからそのような経緯書の類いを断固、受理しなかったものである。

この経緯書(特定法人Aが特定市へ提出しようとしたが、特定市が受理を拒否した書面)は、民事裁判で提出されたが、その内容は、事実関係も特定市が建築基準法に基づいて特定法人Aから提出された報告と相違し、また、法令指針を逸脱した特定法人Aの独自の見解が記載されたものであった。

c 特定市は、審査請求人が本件建築物について、「特定期間に、 特定法人Aが特定市に提出した文書、または、同期間において、 特定法人Aが特定市に伝えた内容に関する文書」の保有個人情 報の開示を求めたところ、特定市は「不存在」と明確に回答した。

国土交通大臣のように、存否応答拒否などはしていない。

カ 国土交通省の存否応答拒否の不当性

国土交通省が指定確認検査機関に対して監督命令をすることができることは、建築基準法77条の30第1項が規定するところである。

すべからく、国土交通省が指定した全ての指定確認検査機関にこの監督命令の可能性がある。

原処分の「個別の審査案件に係る情報」とは、何かが全く不明瞭であるが、「個別の指定確認検査機関の案件に関する情報」というならば、国土交通省が指定した全ての指定確認検査機関からの全ての情報が対象となってしまう。「審査案件に係る」が「審査する可能性のある情報」という意味なら、これまた、全ての情報が対象となってしまう。

監督命令の審査の可能性があるからという理由で、指定確認検査機関が国土交通省に提出した文書がすべて「存否応答拒否」なると、指定確認検査機関は秘密裡に事実でないことを国土交通省に報告したり、法令指針から逸脱した経緯を、国土交通省に秘密裡に報告をし、国土交通省がこうした報告を受理していることをもって、自らの行為につき国土交通省のお墨付きをもらったとして、その正当性を主張することになる。本事案では、まさにそれが現実となった。

そのために、審査請求人は、単に、「変造」(犯罪行為)前の状態に戻す是正請求のために、特定法人Aに対して民事裁判提起をし、その勝訴判決(資料10)に基づいて、強制執行の申し立てをする(資料11)までの犠牲を強いられた。

偽造・変造の犯罪行為の結果、公開されている工事監理者が虚偽であるから、警察が戻すようにとの助言も無視して実現しなかった。 偽造・変造前に戻せという請求は、しごく単純なしかも当然の請求であるが、特定法人Aは特定法人Bと共にこれを拒否した。

そのため、刑事の捜査も開始し、審査請求人は、民事裁判提起までして強制執行の申立までして、ようやく偽造・変造前に戻った。

これは、逆に言えば、民事裁判提起を諦める建築主に対しては、 特定法人Aはハウスメーカーの偽造・変造の結果を押し通すという ことである。

ここまでしないと偽造・変造前に戻らないというのは、法治国家として誠に情けない現実であり、偽造・変造前に戻すことを抵抗した特定法人Aは、(関係者を特定し得る記載のため省略)指定確認

検査機関というのも、誠に情けない現実である。

もっと情けないのは、その特定法人Aを監督官庁である国土交通 省が擁護していることである。

法は、その目的を1条で「行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定しているが、原処分の「存否応答拒否が」がまかり通れば、「個人の権利利益を保護」は完全に無視された状況になり、法の目的が完全に没却されてしまう。

(2)審査請求の理由書の補充書

ア 諮問庁は、諮問庁が保有する個人情報の開示請求に対して、審査 請求人が諮問庁に提出した文書だけは諮問庁が保有する個人情報と して部分開示し(令和4年2月18日付国総情政第624-1号)、 他方、特定法人Aから諮問庁に伝えられた審査請求人の個人情報に ついては、すべて、存否応答拒否とした(令和4年2月18日付国 総情政第624-2号。従前処分)。

その後、審査会の答申(令和5年度(行個)答申第5127号) を受けて、諮問庁は、従前処分を取り消し、開示請求書に300円 の印紙の追加貼付を審査請求人にさせた。

諮問庁は、その保有する個人情報の開示請求に対して、再度、審査請求人が諮問庁に提出した文書だけは諮問庁が保有する個人情報として、部分開示し(令和6年6月7日付国総情政第101号)、他方、特定法人Aから諮問庁に伝えられた審査請求人の個人情報については、すべて、存否応答拒否とした(令和6年6月7日付国総情政第103号。原処分)。

開示請求書に印紙を600円貼るべきところ300円しか貼っていなかったにもかかわらず、審査請求人が諮問庁に提出した文書だけは諮問庁が保有する個人情報として部分開示した令和4年2月18日付国総情政第624-1号の決定はそのままで、開示請求書に300円の印紙の追加貼付を審査請求人にさせたうえで、諮問庁は、その保有する公文書の開示請求に対して、再度、審査請求人が諮問庁に提出した文書だけを諮問庁が保有する個人情報として、部分開示し、令和6年6月7日付国総情政第101号)、令和4年2月18日付国総情政第624-1号と全く同じものを部分開示した。

ここに、諮問庁の方針が見て取れる。

審査請求人が諮問庁に提出した文書だけは諮問庁が保有する個人 情報として部分開示するが、それ以外はすべて「存否応答拒否する」 という、一律の方針である。このような方針は、行政機関が保有する情報の公開は国民の(保有個人情報開示の場合は個人の)知る権利に資するものであるという認識が諮問庁に欠落していることの表出であると言ってよいが、とうてい是認できるものではない。

イ 開示請求書に印紙を600円貼るべきところ300円しか貼っていなかったという理由で、従前処分を取り消すなら、部分開示した令和4年2月18日付国総情政第624-1号の決定も取り消さなければ、論理的に矛盾する。

保有個人情報の開示請求に対する諮問庁の判断が慎重さを欠いていることを示す一事象である。

この点を審査請求人が諮問庁に指摘すると、やおら、諮問庁は、 検討を開始し、令和6年8月9日の決定で、令和4年2月18日付 国総情政第624-1号の部分開示の決定を取り消した。

ウ 諮問庁が、審査請求人が諮問庁に提出した文書だけは諮問庁が保 有する個人情報として、開示するが、それ以外は、すべて「存否応 答拒否する」という方針で保有個人情報開示請求に臨むなら、それ は、全くもって、諮問庁の恣意的な対応と言うほかなく、保有個人 情報公開の趣旨は全て没却される。

従前処分に対する審査会の答申が述べているとおり、行政機関の 長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、 法18条2項に基づき当該決定をした旨の通知をしなければならず、 この通知を行う際には、行政手続法8条1項に基づく理由の提示を 書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断 の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理 由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられ ているものである。

かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した具体的な理由について、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

しかし、原処分が示した存否応答拒否の理由は、具体的な理由ではない。

エ 諮問庁(国土交通省)は、特定法人Aの監督官庁である。

審査請求人と特定法人Aとの完了検査受託契約の履行に関する本件事案において、特定法人Aは、その監督官庁である「諮問庁(国土交通省)に相談報告しているが是正指導されていない」との「お墨付き」を楯に、審査請求人の特定法人Aに対する請求には応じず、特定法人Aはその義務を履行しなかった。

やむなく、審査請求人は、特定法人Aに対して、民事訴訟を提起し、その勝訴判決(資料10)に基づく強制執行(間接強制)の申立てまでして(資料11)、特定法人Aは、ようやく、特定法人Aをして審査請求人との完了検査受託契約に基づく特定法人Aの義務を履行させたのである。

民間会社である特定法人Aは、(関係者を特定し得る記載のため 省略)指定確認検査機関だそうである。

その(関係者を特定し得る記載のため省略)指定確認検査機関が、 監督官庁の諮問庁(国交省)を楯に、監督官庁に相談報告している が是正指導されていないとの「お墨付き」を根拠に建築主の是正請 求を拒否し、かつ、民事訴訟でもこれを争い、審査請求人の全面勝 訴判決(資料10)が出て強制執行するまで、是正に応じなかった。

監督される側の指定確認検査機関が、監督官庁の諮問庁(国交省) を楯にして、自らの義務を履行しないことは、法治国家においては、 許されない行為である。

いったい、特定法人Aは諮問庁(国土交通省)にいかなる相談や報告をし、是正しなくてよいとの「お墨付き」を得ていたのか、本件保有個人情報開示請求で明らかにしていかなければならない。

- オ 特定法人Aが審査請求との完了検査受託契約に基づく義務を履行 できない根拠とした内容の一部を下記に記す。
 - (ア)本件事案を諮問庁(国土交通省)に報告相談しているが是正を 指導されていない。

本件事案において、審査請求人の請求どおりの是正をせよと言うなら、その是正が妥当なことを諮問庁(国土交通省)が指摘したことを明示する諮問庁(国土交通省)の文書を提出せよ。

- (イ) 建築主である審査請求人は、特定建築士Bを新たな工事監理者 として定める(追認する)必要がある。追認しなければ、検査済 証は無効になる。また、その建築物は、特定市による除却命令の 職権発動の対象となる。
- (ウ)建築主作成の完了検査申請書(別記第19号様式)は、建築基準法施行令が定める法定の様式で、その第一面から第四面は一体の様式で、この完了検査申請を特定法人Aが「引受け」することにより、建築主と特定法人Aとの間に完了検査受託契約が成立する。特定法人Aは、検査済証交付の処分をしたときの完了検査申請書をそのまま保存しなければならないにもかかわらず、完了検査申請書(別記第19号様式)の第一面と第二面の間に「建築主から建築士への委任状」を挟んだうえで、完了検査申請書について「施工会社の作成書面」と独自の見解を主張し、検査済証交付

後、特定法人Aで保存中の完了検査申請書を施工会社の社員が建築主に無断で工事監理者を別人にしても(これを特定地方検察庁は「変造」の犯罪行為と認定)、特定法人Aは「施工会社の作成書面」だから問題ないと、これまた独自の見解を主張。

- (エ)特定法人Aの「工事監理者変更届(届出者は建築主)の書式自体に『代理者で行うときは委任状が必要』と記載しながら、建築主からの委任状を徴求せず、施工会社とのやり取りだけで受理し、書式と異なる運用をし、建築主が確認申請、中間検査申請、完了検査申請を施工会社(ハウスメーカー)である特定法人Bの建築士に委任しているのだから、工事監理者変更も、その委任の範疇」と理解し、特定法人Aが受理することに問題なく、建築主は「追認」するほかないと独自の見解を主張。
- (オ)特定法人Aも、審査請求人の了解なく、審査請求人名義を冒用して、特定建築士Bに工事監理者を変更した偽造の工事監理者変更届について、偽造文書で無効であることは認めながら、「実際に施工をした特定法人Bが、工事監理者は特定建築士Bと言っている以上、実際に工事監理をしたのは特定建築士Bであり、指定確認検査機関は実際に施工した特定法人Bの説明を信じるほかない」と、施工会社の説明のみ信じると主張。
- カ 偽造・変造は無効であり、「追認」はしないと言っている審査請求人に対して、特定法人Aは、上記オ(イ)のように、自ら発行した検査済証について、「追認しなければ、無効になる」とまで主張し、さらに、新築した建築物の除却命令があり得ることまで言及してきた。

もちろん、特定法人Aの確認検査員が本件建築物とその敷地が建築基準関係法令に適合していると確認したから、特定法人Aが「検査済証交付」の処分をしたものであり、実際、本件建築物とその敷地が建築基準関係法令に適合しているから、「検査済証」が無効になることはあり得ない。

また、特定市による「除却命令の職権発動」の対象となるという 特定法人Aの書面を見て驚いた審査請求人は、すぐさま特定市に確 認に行った。特定市は、建築基準関係規定に適合しているから、

「除却命令の職権発動」の対象となることはあり得ないと言われた。

「除却命令の職権発動」とか「検査済証無効」とか、いわば、建築主である審査請求人に対する「脅し」と受け止められる発言を、確認検査という公権力の行使の社会的責務を担う特定法人Aが、諮問庁(国土交通省)に報告相談したうえで是正する必要はないと、諮問庁(国土交通省)の「お墨付き」を根拠に、是正に応じなかっ

た。

特定法人Aは、上記オ(ア)のように、諮問庁へ報告相談してい るが是正を指導されていないと主張しているが、監督官庁である諮 問庁が是正は不要との指導をすることはよもやないであろうから、 特定法人Aがいったいどのような報告相談をしていたのか、本件開 示請求で明らかにする必要があり、諮問庁がこれを拒む理由はない。 キ 特定法人Aは建築主と完了検査受託契約を締結しているにもかか わらず、上記オ(オ)の主張のように、「実際に施工をした特定法 人Bが、工事監理者は特定建築士Bと言っている以上、実際に工事 監理をしたのは特定建築士Bであり、指定確認検査機関は実際に施 工した特定法人Bの説明を信じるほかない」と、ハウスメーカーの 言い分のみを信じると主張し、完了検査の委託者である建築主の是 正要求に応じなかった。上記オ(ウ)や(エ)での主張のように、 建築主がハウスメーカーに依頼したら、ハウスメーカーは建築主の 工事監理者変更届も建築主の了解なく自由にできて、建築主の完了 検査申請書も、完了検査が終わった後にもハウスメーカーが自由に 訂正できる、建築主はこれらを「追認」するしかない、というのが 特定法人Aの主張である。

特定法人Bの工事監理者変更届の偽造、完了検査申請書の変造、 建築士法24条の8の書面の虚偽記載は、特定月に発覚し、そのと き、特定建築士Aの工事監理報告書ではなく、特定建築士Bの工事 監理報告書が建物引渡時に渡された分厚いファイルに紛れ込んでい たことが審査請求人に発覚した。この発覚以降、審査請求人は、特 定法人Bに特定建築士Aの工事監理報告書の提出を求めていたが、 特定法人Bはその提出を拒否したため、やむを得ず、審査請求人は、 特定日D、特定法人Bと特定建築士Aに対して、特定建築士Aの工 事監理報告書の提出を求める民事訴訟を提起し、さらに、特定法人 Bに対しては、帳簿の訂正、並びに特定都道府県A及び特定都道府 県Bへの業務報告の訂正も追加の訴えで求めた。被告となった特定 法人Bと特定建築士Aは、審査請求人の訴えをいずれも争ったが、 特定法人Bも、この訴訟の過程で、代表取締役特定個人B作成の特 定日E付の報告書(資料16の2)で、「特定建築士Bは本件建築 物につき一度も工事監理者の地位にはなかった」との事実を認めた。 特定建築士Bは本件建築物の工事監理者ではない。これが真実であ る。

審査請求人の訴訟追行の結果、特定日下になって、ようやく、特定建築士Aの工事監理報告書を発行して(資料15)、特定法人Bがこれを提出し、さらに、特定法人Bは、その帳簿の訂正、並びに

特定都道府県A及び特定都道府県Bへの業務報告の訂正も履行した。 そのため、審査請求人は、特定法人Bと特定建築士Aに対する訴訟 を全部取下げたが、この訴訟にかかった訴訟費用については、特定 法人Bと特定建築士Aが負担すべきとの申立てを特定地方裁判所に し、特定地方裁判所は、特定日G、訴訟費用は特定法人Bと特定建 築士Aの負担とすると、決定した(資料17)。特定法人Bと特定 建築士Aがそれぞれ、その義務を履行していれば、審査請求人がこ の訴訟を提起する必要は、全くなかったからである。

このように、「特定建築士Bは本件建築物につき一度も工事監理者の地位にはなかった」というのが真実である。しかるに、特定法人Aのように、「実際に施工をした特定法人Bが、工事監理者は特定建築士Bと言っている以上、実際に工事監理をしたのは特定建築士Bであり、指定確認検査機関は実際に施工した特定法人Bの説明を信じるほかない」と、ハウスメーカーの言い分のみを信じるという方針で、検査をしているということである。

特定法人Aにとっては、1回限りの建築主より、その業務の実際のお得意様となるのはハウスメーカーであり、お得意様の言い分のみを信じて、完了検査の委託者である建築主には、事後的にハウスメーカーが無断で行った行為を「追認」するしかないという方針である。これでは、指定確認検査機関としての法の番人の役割を放棄しているということである。建築主を守るべき工事監理者による工事監理の法制度がハウスメーカーとこれをお得意様とする指定確認検査機関によって完全に歪められ骨抜きにされているのが実態である。姉歯耐震偽装事件の教訓から、諮問庁が建築士法、建築基準法を改正したが、いくら法を改正しても、これを遵守させるよう監督しなければ、法は絵に描いた餅であることを特定法人Aの見解が如実に示している。

しかも、特定法人Aはその見解を「諮問庁に相談報告したが是正を指導されていない」とコメントして、審査請求人に伝えている。 特定法人Aが諮問庁に相談報告した内容は、審査請求人から諮問庁に伝えられることは承知のうえでの発言である。そればかりか、誰もが閲覧できる民事訴訟での書面にも記載している考え方である。 特定法人Aにとって、諮問庁に相談報告したこと及びその内容が開示されることに何の異存もない。

特定法人Aは、法的には、建築工事の施工内容を検査する立場でありながら、施工会社の説明を信じるほかないと、その実態を吐露した。検査する側が検査される側の説明のみにひたすら依拠、依存し、建築主の指摘はそれが工事監理制度の根幹にかかわるものであ

っても無視するという実態である。この歪んだ状態は、特定法人Aによれば、上記オ(ア)のように、諮問庁へ報告相談しているが是正を指導されていないことに立脚しているのであるが、工事監理制度の根幹を揺るがす違法行為を諮問庁が是認することはないであろうから、特定法人Aがいったいどのような報告相談をしていたのか、本件開示請求で明らかにする必要があり、諮問庁がこれを拒む理由はない。

(3) 意見書1

ア 特定法人Aが本件建築物の完了検査申請(当該完了検査申請書の 工事監理者は特定建築士A)を引き受けたのは特定日H、完了検査 は特定日Iで、完了検査後、同日に検査済証交付されました。

ところが、翌日の特定日J、特定法人A内において特定法人Bの 社員(特定個人A)が完了検査申請書の工事監理者を特定建築士A から特定建築士Bに変造(有印私文書変造・同行使)の犯罪行為 (資料9)を実行したのが本事案です。つまり、特定法人Aは、検 査済証交付後、特定法人A内で保存が義務付けられている完了検査 申請書について、変造(工事監理者の変造)の犯罪行為が実行され、 特定法人Aは、このように特定個人Aが変造した完了検査申請書の 第二面を完了検査報告に添付して特定市に提出したため、少なくと も、特定法人Aとしては、特定市に誤った完了検査報告をしたとい う事案です。

本事案について、既に、刑事事件、民事事件は完了しており、特定法人Aは、審査請求人が提起した民事裁判で敗訴(資料10)後、その保存が義務づけられている完了検査申請書を変造前の状態に戻し、特定市にも、変造前の完了検査申請書第二面を提出し直し、是正の報告をしています。

そもそも、特定法人Aに対する民事裁判でも争点になったのは、 事実関係ではありません。本事案は、事実関係については、特定法 人Aとの間で争いはありませんでした。

後記ウ及び工で述べるとおり、特定法人Aは、民事裁判で、諮問庁のお墨付きを貰っている旨主張して、メチャクチャな持論を展開したため、この特定法人Aの持論が正しいかどうか?が民事裁判の争点だったのでした。当然ながら、判決(資料10)では、特定法人Aの持論は認められませんでした。

以上の点は、諮問庁も十分承知のことです。

イ 国民を震撼させた耐震偽装事件(耐震偽装事件では、特定法人A も監督処分を受けている)の後、建築基準法が改正され、指定確認 検査機関の業務の適正化の一環として、特定行政庁への報告義務が 課せられるようになります。

指定確認検査機関が特定行政庁へ完了検査報告をする際には、完 了検査申請書の第二面から第四面を完了検査報告の添付書類として 提出しなければならなくなったのです(建築基準法7条の2第6項、 建築基準法施行規則4条の7第3項)。

諮問庁も「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)」の第2の(5)で、この点に言及し、上記改正を広く国民に知らしめています(資料13)。

さらに、建築基準法は、指定確認検査機関に対して、特定行政庁への完了検査報告に虚偽の添付書類を提出することを罰則をもって禁じています(建築基準法103条1項、105条)。

ウ ところが、特定法人Aは「特定行政庁(本件では、特定市)へ提出したものが検査済証交付後に完了検査申請書を変造した第二面であっても、提出済みであるから、もはや、正しい第二面を提出する必要がない」「仮に訂正する必要があるとしても、特定行政庁へ一度報告した以降は報告内容を訂正する権限を有しない」「仮に訂正する必要があるとしても、特定行政庁へ一度報告した以降は、差し替え(変造)前に完了検査申請書の訂正をする義務を負わない」旨を、民事訴訟を通じて主張しました(判決8頁・争点(2)に関する特定法人Aの主張の2段落目、判決9頁・争点(3)に関する特定法人Aの主張の2段落目、判決9頁・争点(3)に関する特定法人Aの主張の2段落目)。

誤った報告であっても、いったん特定行政庁へ報告した以降は、 絶対に是正しないという特定法人Aの対応であり、そのような特定 法人Aの対応を許せば、耐震偽装事件の教訓から、指定確認検査機 関の業務の適正化を図るために、特定行政庁への報告義務を課し、 検査済証を交付した時の完了検査申請書の第二面から第四面を添付 して、特定行政庁へ報告させるように義務化した意味が全くなくな るわけですが、特定法人Aは、諮問庁に相談して、諮問庁のお墨付 きをもらっている旨を主張し、上記のメチャクチャな持論を民事裁 判で展開したのです。

判決は、変造前の完了検査申請書(建築主が申請した内容)の第二面から第四面を特定行政庁へ提出するのは、建築主との間で成立した完了検査受託契約に基づく特定法人Aの義務であると判示し(資料10の判決15頁~17頁)、これを怠った特定法人Aには善管注意義務違反があるとも断じました(資料10の判決16頁、17頁)。

エ さらに、特定法人Aは、民事訴訟で、「完了検査申請書を訂正

(変造)した特定個人Aは、完了検査申請業務の代理者の使者であり、建築主が完了検査申請業務の代理者をハウスメーカーの建築士に委任した以上、代理者は、工事監理受託契約の内容である工事監理者も建築主に無断で変更できる」とも主張しました(資料10の判決書7頁、争点(1)に関する特定法人Aの主張)。

こうした特定法人Aの運用を許せば、特定法人Bをはじめとするハウスメーカーは、本件のように、建築主に無断で偽造した工事監理者変更届を特定法人Aに提出し、完了検査後、完了検査申請書を変造するという犯罪行為をいとも簡単に行えてしまいます。これでは、建築士事務所の開設者(ハウスメーカー)に、重要事項説明義務(建築士法24条の7)及び書面交付義務(建築士法24条の8)を負わせ、工事監理者である建築士が誰であるかを建築主に明確にさせた建築士法の改正の意義(資料12)がすべて没却されてしまいます。

判決は、建築主が定めた工事監理者を、建築主に無断でハウスメーカーの代理者が訂正すれば、それは事実に即したものとは言えないから誤りであり、変造前に訂正されるべきと判断しました(資料10の判決15頁)。

ハウスメーカーの社員によって偽造、変造された工事監理者は事実に即したものではなく、偽造・変造は無効ですから、判決は、言わば、至極当然の判断をしたわけですが、特定法人Aは、あくまで、諮問庁のお墨付きを貰っている旨主張して、上記のようなメチャクチャな持論を展開をしたため、至極当然の判決を勝ち得るために、審査請求人に多大の負担を強いてきました。

オ 諮問庁はその理由説明書で「また、国土交通省がその指定する確認検査機関から取得する個別の審査案件に係る情報は、処分、監督等に関する情報も含み、仮に、個別の審査案件に係る情報が存在することが明らかにされた場合、実際にはその事実確認が終わっていないにも関わらず、国土交通省において処分事由に該当すると認定しているものと誤認され、当該審査案件の確認検査を行った機関の社会的評価の低下を招くおそれがあることや、情報の入手方法、回数等の処分、監督等の検討方法を推知され、今後の国土交通省が確認検査機関に対して行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、その存否を明らかにすることは法14条3号イ及び7号イに該当するため、法17条により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否するのは妥当である。」と述べていますが、本事案は、特定法人Aとの間で事実関係に争いがなかった事案であり、上記理由は全く該当しません。

カ (略)

(4) 意見書2

ア~ウ (略)

エ 諮問庁を楯にした特定法人Aの対応

こうした諮問庁の対応を楯に、特定法人Aは、特定行政庁である 特定市への誤った完了検査報告を是正しようとはしなかった。「変 造」した完了検査申請書を「変造」前に戻し、特定市に是正報告す るだけの要求に頑として応じなかった。

特定地方警察も「変造」前に戻すように特定法人Aに伝えてくれたが、これにも頑として応じなかった。

やむをえず、審査請求人は、この是正を求めて、特定法人Aに民事裁判を提起した。

民事裁判では、上記に述べた真実の事実関係を特定法人Aも認め、 事実関係の争いはなかった。しかし、特定法人Aは、諮問庁に報告 していることを楯に、諮問庁からお墨付きを貰っている見解である ように装って、下記のとおり、とんでもない独自の見解を、民事裁 判で展開した。

(ア)特定法人Aは「完了検査申請書を訂正(変造)した特定個人A は、完了検査申請業務の代理者の使者であり、建築主が完了検査 申請業務の代理者をハウスメーカーの建築士に委任した以上、代 理者は、工事監理受託契約の内容である工事監理者も建築主に無 断で変更できる」と主張した(判決書7頁、争点(1)に関する 特定法人Aの主張)。

こうした特定法人Aの運用を許せば、特定法人Bをはじめとするハウスメーカー(特定法人Aの親会社の大株主)は、本件のように、建築主に無断で偽造した工事監理者変更届を特定法人Aに提出し、完了検査後、完了検査申請書を変造するという犯罪行為をいとも簡単に行えてしまう。これでは、建築士事務所の開設者(ハウスメーカー)に、重要事項説明義務及び書面交付義務を負わせ、工事監理者である建築士が誰であるかを建築主に明確にさせた建築士法の改正の意義が没却される。

判決は、建築主が定めた工事監理者を、建築主に無断でハウスメーカーの代理者が訂正すれば、それは事実に即したものとは言えないから誤りであり、変造前に訂正されるべきと判断した(判決15頁)。

偽造、変造された工事監理者は事実に即したものではなく、偽造・変造は無効であるから、判決は、言わば、至極当然の判断をした。

(イ)特定法人Aは、「特定行政庁(本件では、特定市)へ提出したものが検査済証交付後に完了検査申請書を変造した第二面であっても、提出済みであるから、もはや、正しい第二面を提出する必要がない」「仮に訂正する必要があるとしても、特定行政庁へ一度報告した以降は報告内容を訂正する権限を有しない」「仮に訂正する必要があるとしても、特定行政庁へ一度報告した以降は、差し替え(変造)前に完了検査申請書の訂正をする義務を負わない」旨を、本件訴訟を通じて主張した(判決8頁・争点(2)に関する特定法人Aの主張の2段落目、判決9頁・争点(3)に関する特定法人Aの主張の2段落目)。

誤った報告であっても、いったん特定行政庁へ報告した以降は、 絶対に是正しないという特定法人Aの対応であり、主張であった。

しかし、そのような特定法人Aの対応を許せば、耐震偽装事件の教訓から、指定確認検査機関の業務の適正化を図るために、特定行政庁への報告義務を課し、検査済証を交付した時の完了検査申請書の第二面から第四面を添付して、特定行政庁へ報告させるように義務化した意味が全くない。監督官庁である諮問庁が「誤った」完了検査報告を指定確認検査機関への監督処分理由としていることも、全くの意味をなさない。

判決は、変造前の完了検査申請書(建築主が申請した内容)の 第二面から第四面を特定行政庁へ提出するのは、建築主との間で 成立した完了検査受託契約に基づく特定法人Aの義務であると判 示し(判決15頁~17頁)、これを怠った特定法人Aには善管 注意義務違反があるとも断じた(判決16頁、17頁)。

(ウ) こうした至極当然の判決によって、実際に、「変造」した完了 検査申請書を「変造」前の状態に戻し、特定法人Aに特定市に対 して是正報告をさせるまでに、一個人である審査請求人は、極め て、多くの労苦と負担を強いられてきた。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 審査請求について
- (1)審査請求人は、令和3年12月22日付けで、法13条1項の規定 に基づき、処分庁に対し、別紙に掲げる保有個人情報(本件対象保有 個人情報)を含む保有個人情報について、開示を求めた。
- (2) 処分庁は、法19条2項の規定に基づき、開示決定等の期限を令和 4年2月21日まで延期することを審査請求人に対し通知した(同年 1月20日付け国総情政第561号)。
- (3) 処分庁は、開示を請求する保有個人情報のうち、本件対象保有個人情報を除く部分を特定し、文書の一部を開示する決定(令和4年2月

- 18日付け国総情政第624-1号)及び本件対象保有個人情報の開示請求を拒否する旨の決定(同年2月18日付け国総情政第624-2号。以下「令和4年2月処分」という。)を行った。
- (4)審査請求人は、令和4年2月処分取り消し及び別紙に掲げる保有個人情報(本件対象保有個人情報)を求め、令和4年3月24日付け審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)23条の規定により補正を命じ(同年4月8日付け国住安第1号)、審査請求人より提出された同年4月11日補正書を含む。)をもって諮問庁に対して審査請求を提起した。
- (5) 諮問庁は、総務省情報公開・個人情報保護審査会からの答申に沿い、 開示請求の対象となる保有個人情報の不特定という形式上の不備があ ること等から、令和6年4月16日に令和4年2月処分を取り消す裁 決を行い、審査請求人に裁決書を送付した。(その後処分庁は、開示 を請求する保有個人情報のうち、本件対象保有個人情報を除く部分を 特定し、文書の一部を開示する決定(令和4年2月18日付け国総情 政第624-1号)について、開示決定の取消を行った。)
- (6)審査請求人は、令和6年5月10日付で、法13条1項の規定に基づき、処分庁に対し、別紙1に掲げる内容について、2名分の開示を求めた。
- (7) 処分庁は、開示を請求する保有個人情報のうち、本件対象保有個人情報を除く部分を特定し、文書の一部を開示する決定(令和6年6月7日付け国総情政第101号)及び本件対象保有個人情報の開示請求を拒否する旨の決定(同年6月7日付け国総情政第103号。原処分)を行った。
- (8)審査請求人は、原処分取り消し及び本件対象保有個人情報を求め、 令和6年6月13日付け本件審査請求書(審査請求人より追加提出された同年7月10日審査請求の理由書及び同年10月18日審査請求 の理由書の補充書含む。以下「本件審査請求書」という。)をもって 諮問庁に対して審査請求を提起した。
- 2 審査請求人の主張について

本件審査請求書によれば、審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件審査請求の趣旨 原処分の取消しを求め、本件対象保有個人情報の開示を求める。
- (2) 本件審査請求の理由

原処分に対する審査請求の理由は下記のとおりである。

(上記第2の2(1) イないし工及びカ(「ア 本件審査請求にかかる文書」及び「オ 本件審査請求に至る経緯」を除く部分)の記

載と同旨のため、本答申では省略する。)

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

原処分では、総務省「情報公開・個人情報保護審査会」の答申を踏まえ、「開示請求を拒否する理由」について、「国土交通省がその指定する確認検査機関から取得した個別の審査案件に係る情報は、処分、監督等に関する情報も含み、その存否を明らかにすることは、民間の法人である指定確認検査機関の地位、利益を害するおそれがあるとともに、国が行う監査、検査、取締り等に係る事務に関し、機関の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。このため、開示を請求する保有個人情報の名称に係る情報についてその有無を明らかにすることは、国土交通省がその指定する確認検査機関から取得した個別の審査案件に係る情報の存否を明らかにすることになるため」と明示している。なお、「開示を請求する保有個人情報の名称に係る情報」とは、本件対象保有個人情報を指す。

また、国土交通省がその指定する確認検査機関から取得する個別の審査案件に係る情報は、処分、監督等に関する情報も含み、仮に、個別の審査案件に係る情報が存在することが明らかにされた場合、実際にはその事実確認が終わっていないにも関わらず、国土交通省において処分事由に該当すると認定しているものと誤認され、当該審査案件の確認検査を行った機関の社会的評価の低下を招くおそれがあることや、情報の入手方法、回数等の処分、監督等の検討方法を推知させ、今後の国土交通省が確認検査機関に対して行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、その存否を明らかにすることは法14条3号イ及び7号イに該当するため、法17条により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否するのは妥当である。

なお、特定法人Aは民間の法人であり法14条3号の「法人その他の 団体」に該当するため、同号イを適用することは妥当である。

審査請求人は、その他諮問庁の保有個人情報開示請求に対する方針や 諮問庁が特定法人Aの監督官庁であること等について種々主張している が、いずれも、諮問庁の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上より、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 令和7年3月5日

審査請求人から意見書2及び資料を収受

④ 同年4月30日

審査請求人から意見書1及び資料を収受

⑤ 同年9月10日

審議 審議

⑥ 同年10月29日

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報を含む保有個人情報の開示を 求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報につき、その存否 を答えるだけで法14条1項3号イ及び7号イに該当する不開示情報を 開示することとなるとして、法17条の規定により、その存否を明らか にしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は原処分を妥当 としていることから、以下、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥 当性について検討する。

- 2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について
- (1) 諮問庁は、理由説明書において、おおむね以下のとおり説明する。

原処分では、「開示請求を拒否する理由」について、「国土交通省 がその指定する確認検査機関から取得した個別の審査案件に係る情報 は、処分、監督等に関する情報も含み、その存否を明らかにすること は、民間の法人である指定確認検査機関の地位、利益を害するおそれ があるとともに、国が行う監査、検査、取締り等に係る事務に関し、 機関の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な 行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。このため、 開示を請求する保有個人情報の名称に係る情報についてその有無を明 らかにすることは、国土交通省がその指定する確認検査機関から取得 した個別の審査案件に係る情報の存否を明らかにすることになるため」 と明示している。なお、「開示を請求する保有個人情報の名称に係る 情報」とは、本件対象保有個人情報を指す。

また、国土交通省がその指定する確認検査機関から取得する個別の 審査案件に係る情報は、処分、監督等に関する情報も含み、仮に、個 別の審査案件に係る情報が存在することが明らかにされた場合、実際 にはその事実確認が終わっていないにも関わらず、国土交通省におい て処分事由に該当すると認定しているものと誤認され、当該審査案件 の確認検査を行った機関の社会的評価の低下を招くおそれがあること や、情報の入手方法、回数等の処分、監督等の検討方法を推知させ、 今後の国土交通省が確認検査機関に対して行う検査等に係る事務に関 し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、その存否 を明らかにすることは法14条3号イ及び7号イに該当するため、法 17条により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否するのは 妥当である。

- (2)以下、検討する。
 - ア 本件対象保有個人情報1 (「特定事案に関し、特定日A以降現在 までに特定法人Aから国土交通省に伝えられた私どもの個人情報」) について
 - (ア) 開示請求書の文言に鑑みると、特定事案に関し、特定の期間 (特定日A~2021年12月22日(開示請求日))に特定法 人Aから国土交通省に伝えられた情報の開示を求めるものである と解されるところ、本件対象保有個人情報1の存否を答えること で明らかになる情報は、上記の特定の期間内に特定法人Aが国土 交通省に審査請求人の特定事案に関し報告等を行ったという事実 の有無(以下「本件存否情報1」という。)であると認められる。
 - (イ) 本件存否情報1の不開示情報該当性について

諮問庁は、上記(1)において、本件存否情報 1 を明らかにすることで、法 1 4 条 3 号イ及び 7 号イに規定する「おそれ」が生じる旨説明する。

一方、審査請求書(第2の2(1)ウ(ウ))において、審査 請求人は、特定法人Aから特定事案については国土交通省に伝え ているが指示、指導は受けていない旨の連絡を受けていた旨説明 する。

これを踏まえ、以下、検討する。

a 法14条3号イについて

審査請求人の主張を踏まえると、特定事案について、特定法 人Aが国土交通省に対し連絡していたことは、審査請求人にと って既知の情報であると認められる。

また、開示請求書を確認したところ、審査請求人は、上記 (ア)に掲げる特定の期間内に特定法人Aから受けた連絡の内容が分かる文書を開示請求書に添付する形で国土交通省に提示しており、当該添付書類に特定法人Aが国土交通省に審査請求人の特定事案に関し伝えた旨記載されていることに照らせば、当該情報について特定法人Aにおいて審査請求人に示しており、このことを処分庁も把握できる状態であったと認められる。

とすれば、本件存否情報1は、審査請求人にとって既知のものではない審査案件に関する情報の存在を明らかにするものとは認められず、したがって、これを明らかにしても、諮問庁が説明する「おそれ」を新たに生じさせるとは認め難い。

よって、本件存否情報1が法14条3号イに該当するとは認

められない。

b 法14条7号イについて

また、本件存否情報1には、「特定法人Aから国土交通省への連絡」という審査請求人にとって既知の情報が含まれるのみであって、それ以外の、国土交通省による情報の入手方法、回数等の処分、監督等の検討方法に関する具体的な情報は含まれないのであるから、本件存否情報1を明らかにしたとしても、そのことをもって国土交通省による情報の入手方法、回数等の処分、監督等の検討方法を推知されるとは通常考え難く、それにより諮問庁が主張する「おそれ」が生じるとは認め難い。

よって、本件存否情報1が法14条7号イに該当するとは認められない。

- (ウ) したがって、本件存否情報1は法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、本件対象保有個人情報1の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきである。
- イ 本件対象保有個人情報 2 (「私どもの建物の建築計画概要書の是正等に関して、特定法人Aから国土交通省に伝えられた私どもの個人情報、並びに国土交通省から特定法人Aに伝えた指導等にかかる私どもの個人情報」)について
 - (ア) 開示請求書の文言に鑑みると、特定事案に際し審査請求人が特定法人Aに是正を求めたこと等に関し、特定法人Aから国土交通省に伝えられた情報及び国土交通省から特定法人Aに伝えた情報(「指導等」との記載は、その内容等を限定するものとはいえない。)の開示を求めるものであると解されるところ、本件対象保有個人情報2の存否を答えることで明らかになる情報は、特定事案に際し、特定法人Aが国土交通省に情報を伝えたという事実の有無及び国土交通省が特定法人Aに情報を伝えたという事実の有無(以下「本件存否情報2」という。)であると認められる。
 - (イ) 本件存否情報2の不開示情報該当性について

諮問庁は、上記(1)において、本件存否情報2を明らかにすることで、法14条3号イ及び7号イに規定する「おそれ」が生じる旨説明する。

一方、審査請求書(第2の2(1)ウ(ウ))において、審査 請求人は、特定法人Aから特定事案については国土交通省に伝え ているが指示、指導は受けていない旨の連絡を受けていた旨説明 する。

これを踏まえ、以下、検討する。

a 法14条3号イについて

審査請求人の主張を踏まえると、特定事案について、特定法 人Aが国土交通省に対し連絡していたことは、審査請求人にと って既知の情報であると認められる。

また、開示請求書を確認したところ、審査請求人は、上記ア (ア)に掲げる特定の期間内に特定法人Aから受けた連絡の内容が分かる文書を開示請求書に添付する形で国土交通省に提示しており、当該添付書類に特定法人Aが国土交通省に対し審査請求人の特定事案に関し伝えたこと及び国土交通省から指示、指導をされていない旨記載されていることに照らせば、当該情報について特定法人Aにおいて審査請求人に示しており、このことを処分庁も把握できる状態であったと認められる。

とすれば、本件存否情報 2 は、審査請求人にとって既知のものではない審査案件に関する情報の存在を明らかにするものとは認められず、したがって、これを明らかにしても、諮問庁が説明する「おそれ」を新たに生じさせるとは認め難い。

よって、本件存否情報2が法14条3号イに該当するとは認められない。

b 法14条7号イについて

また、本件存否情報2には、「特定法人Aから国土交通省への連絡」及び「国土交通省から特定法人Aへの連絡」という審査請求人にとって既知の情報が含まれるのみであって、それ以外の、国土交通省による情報の入手方法、回数等の処分、監督等の検討方法に関する具体的な情報は含まれないのであるから、本件存否情報2を明らかにしたとしても、そのことをもって国土交通省による情報の入手方法、回数等の処分、監督等の検討方法を推知されるとは通常考え難く、それにより諮問庁が主張する「おそれ」が生じるとは認め難い。

よって、本件存否情報2が法14条7号イに該当するとは認められない。

- (ウ) したがって、本件存否情報2は法14条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、本件対象保有個人情報2の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきである。
- 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

(1)審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1)ウ(イ))において、「原処分は「存否を明らかにしない保有個人情報」がどのような

ものであるのか具体的に示していない。」旨主張している。

- (2) 当審査会において、原処分における「保有個人情報の開示請求を拒否する旨の決定について(通知)」を確認したところ、「2 開示請求を拒否する理由」欄の記載は、対象とする保有個人情報がどのような情報であるかという説明はあるものの、それを応答した場合に生じ得るおそれについては法の条文とほぼ同一の内容を記載するのみであり、それが開示されるとどのような根拠によって法14条3号イ及び7号イの情報を開示することになると判断したのかを示していない。
- (3) したがって、原処分における理由の提示は、法18条2項の趣旨及 び行政手続法8条1項に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁に おいては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。
- 5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条3号イ及び7号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同条3号イ及び7号イのいずれにも該当せず、本件対象保有個人情報の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙(本件対象保有個人情報)

- 1 特定事案に関して、特定日A以降現在までに特定法人Aから国土交通省 に伝えられた私どもの個人情報
- 2 私どもの建物の建築計画概要書の是正等に関して、特定法人Aから国土 交通省に伝えられた私どもの個人情報、並びに国土交通省から特定法人A に伝えた指導等にかかる私どもの個人情報